

大学院段階の教員養成分野の教員数について

[案]

《見直しの背景及び理由》

これからの教員は、実践的指導力を修得するとともに柔軟に対応できる指導力等を身に付ける必要があり、このような資質能力の向上のためには、社会の急速な進展の中で必要な知識・技能を絶え間なく刷新し、教職生活全体を通じて学び続けることが求められている。こうした「学び続ける教員」を支援するため、教育委員会・学校と大学との連携・協働により、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を行うことが重要となっている。

そのなかで、教職大学院は、現職教員の再教育を含めた高度専門職業人たる教員養成の主たる担い手として、学校現場で幅広く指導性を発揮できる人材を養成することが求められており、中央教育審議会の議論等においてもその拡大発展が期待されている。とりわけ、国立大学の教員養成系修士課程については、原則として教職大学院に段階的に移行することとされている。

さらに、「ミッションの再定義」を踏まえ、国立の教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図ることとしており、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）などを推進することとしている。

このため、大学院段階での教員養成機能の教職大学院への重点化や教員養成系修士課程の教職大学院への移行に対応した新たな組織体制に必要な教員基準を定めるものである。

《見直しの概要》

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数に関し、教職大学院において教科領域に係る教育を実施する場合の教員数、並びに、修士課程において分野を括った複数教科の内容を含む専攻を置く場合の教員数について、設置する専攻の教育課程等に応じて適切な規模の教員組織を編制できるよう定めるものとする。

(教職大学院)

修士課程の学校教育専攻に必要な教員の数の1.5倍の研究指導教員、3分の2以上の研究指導補助教員が必要であるが、教科領域の内容を含む場合、各教科ごとに1名ずつを加えた数の1.5倍ないし3分の2以上を必要教員数とする。

研究指導教員：{学校教育専攻(註) 5名+(1名×[教科の数])} × 1.5

研究指導補助教員：{学校教育専攻(註) 5名+(1名×[教科の数])} × 2/3

(修士課程)

教科ごとに必要な研究指導教員の数が定められているが、複数の教科を括って1つの専攻とする場合、括る教科の中で必要教員数が最も多い教科に置くべき数に、それ以外の教科ごとに1名ずつを加えたものを必要教員数とする。

研究指導補助教員は、研究指導教員の3分の2以上とする。

専攻名	研究指導教員数	専攻名	研究指導教員数
国語教育専攻	4	美術教育専攻	4
社会科教育専攻	6	保健体育専攻	4
数学教育専攻	4	技術教育専攻	3
理科教育専攻	6	家政教育専攻	4
音楽教育専攻	4	英語教育専攻	3

《協力者会議の報告》

- ◆「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告）（抜粋）

Ⅱ－4. 教職大学院の在り方

(3) 教職大学院の教員組織

①教員組織の在り方

- 教職大学院の教員組織の在り方については、教職大学院における教育は共通科目を基軸とした教育課程が必要となることから、専任教員の基準についても、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第1における「学校教育専攻」の研究指導教員等を基礎に据える現行の考え方（最低11人）を今後とも維持することが適当である。
- また、今後、教員養成系の大学院における教員養成機能は、教職大学院が中心となって担うことから、教科に係る教育についても、従来の修士課程とは異なる内容で教職大学院において行われることとなる。このため、教科領域分野の教員を教職大学院の専任教員として配置するなど現行規定を改正する方向で検討する必要がある。また、担当教員については、教育実践での実績、研究分野について十分な審査が求められる。

Ⅱ－5. 国立の教員養成系修士課程の改善

(3) 教員組織

- 今後、国立の大学院での教員養成・研修機能を教職大学院が中心となって担うことを踏まえると、国立の修士課程において、10教科の教科に係る専攻ないし専修をすべて置くことはおおむね想定されなくなる。
また、教職大学院への段階的な移行期においても、地元を中心とした教育委員会・学校の要望を踏まえ、教科を幾つかに大括り化したり、各大学院が強みとする教科に集中したりすることにより、教育目的に応じた教員組織に再編制することが必要となる。
- 上述の方針にしたがって、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第1に示されている教科に係る専攻の規定については、例えば10教科のうち、幾つかの教科を括った専攻を置くことが考えられることから、研究指導教員や研究指導補助教員の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じて適切な規模の教員組織を編制できるよう、現行規定を改正する方向で検討する必要がある。

基準見直し後の教職大学院のイメージ

[従来の専攻]

専攻 11名	
研究指導教員 7 (実務家教員 5)	研究指導補助教員 4

(計算式)

研究指導教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数の1.5倍の教員が必要
 $学校教育専攻(修士) 5 \times 1.5 \div 7$
 研究指導補助教員：修士課程の学校教育専攻に必要な研究指導教員の三分の二以上の教員が必要
 $学校教育専攻(修士) 5 \times 2 / 3 \div 4$
 実務家教員：専任教員の四割以上が必要 $11 \times 0.4 \div 5$

パターン1 特定の1教科を含める場合

専攻 13名	
研究指導教員 9 (実務家教員 6)	研究指導補助教員 4

研究指導教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加し、1.5倍の教員が必要
 $(学校教育専攻(修士) 5 + 1教科1) \times 1.5 = 9$
 研究指導補助教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加した研究指導教員の三分の二以上の教員が必要 $(学校教育専攻(修士) 5 + 1教科1) \times 2 / 3 = 4$
 実務家教員：専任教員の四割以上が必要 $13 \times 0.4 \div 6$

パターン2 特定の5教科を含める場合

専攻 22名	
研究指導教員 15 (実務家教員 9)	研究指導補助教員 7

研究指導教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加し、1.5倍の教員が必要
 $(学校教育専攻(修士) 5 + 5教科5) \times 1.5 = 15$
 研究指導補助教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加した研究指導教員の三分の二以上の教員が必要 $(学校教育専攻(修士) 5 + 5教科5) \times 2 / 3 \div 7$
 実務家教員：専任教員の四割以上が必要 $22 \times 0.4 \div 9$

パターン3 全教科10科目を含める場合

専攻 32名	
研究指導教員 22 (実務家教員 13)	研究指導補助教員 10

研究指導教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加し、1.5倍の教員が必要
 $(学校教育専攻(修士) 5 + 10教科10) \times 1.5 \div 22$
 研究指導補助教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に教科毎に1名追加した研究指導教員の三分の二以上の教員が必要 $(学校教育専攻(修士) 5 + 10教科10) \times 2 / 3 = 10$
 実務家教員：専任教員の四割以上が必要 $32 \times 0.4 \div 13$

パターン4 全教科10科目と特別支援・幼児教育を含める場合

専攻 37名	
研究指導教員 25 (実務家教員 15)	研究指導補助教員 12

研究指導教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に特別支援・幼児教育でそれぞれ1名ずつ、教科毎に1名追加し、1.5倍の教員が必要
 $(学校教育専攻(修士) 5 + 特別支援1 + 幼児教育1 + 10教科10) \times 1.5 \div 25$
 研究指導補助教員：修士課程の学校教育専攻に必要な教員数に特別支援・幼児教育でそれぞれ1名ずつ、教科毎に1名追加した研究指導教員の三分の二以上の教員が必要
 $(学校教育専攻(修士) 5 + 特別支援1 + 幼児教育1 + 10教科10) \times 2 / 3 \div 12$
 実務家教員：専任教員の四割以上が必要 $37 \times 0.4 \div 15$

基準見直し後の修士課程の括りイメージ

パターン1 2つの専攻を一つに括った場合

[従来の専攻]

国語教育専攻 7名	
研究指導教員 4 (教科教育担当 1)	研究指導補助教員 3 (教科教育担当 1)

英語教育専攻 5名	
研究指導教員 3 (教科教育担当 1)	研究指導補助教員 2 (教科教育担当 1)

[大括り化した場合の専攻]

●●●● 専攻 9名	
研究指導教員 5 (教科教育担当 2)	研究指導補助教員 4 (教科教育担当 2)

(計算式)

研究指導教員：国語教育専攻4、英語教育専攻3のため、国語教育専攻の必要教員数に+1した員数を必要教員数とする。 $4 + 1 = 5$

研究指導補助教員：上記の計算により5名が研究指導教員のため、その3分の2以上の補助教員を必要教員とする。 $5 \times 2 / 3 \div 4$

教科教育担当：国語、英語の分野をそれぞれ含むため、研究指導教員、研究指導補助教員、各2とする。

パターン2 3つの専攻を一つに括った場合

[従来の専攻]

国語教育専攻 7名	
研究指導教員 4 (教科教育担当 1)	研究指導補助教員 3 (教科教育担当 1)

英語教育専攻 5名	
研究指導教員 3 (教科教育担当 1)	研究指導補助教員 2 (教科教育担当 1)

社会科教育専攻 12名	
研究指導教員 6 (教科教育担当 1)	研究指導補助教員 6 (教科教育担当 1)

[大括り化した場合の専攻]

●●●●● 専攻 14名	
研究指導教員 8 (教科教育担当 3)	研究指導補助教員 6 (教科教育担当 3)

(計算式)

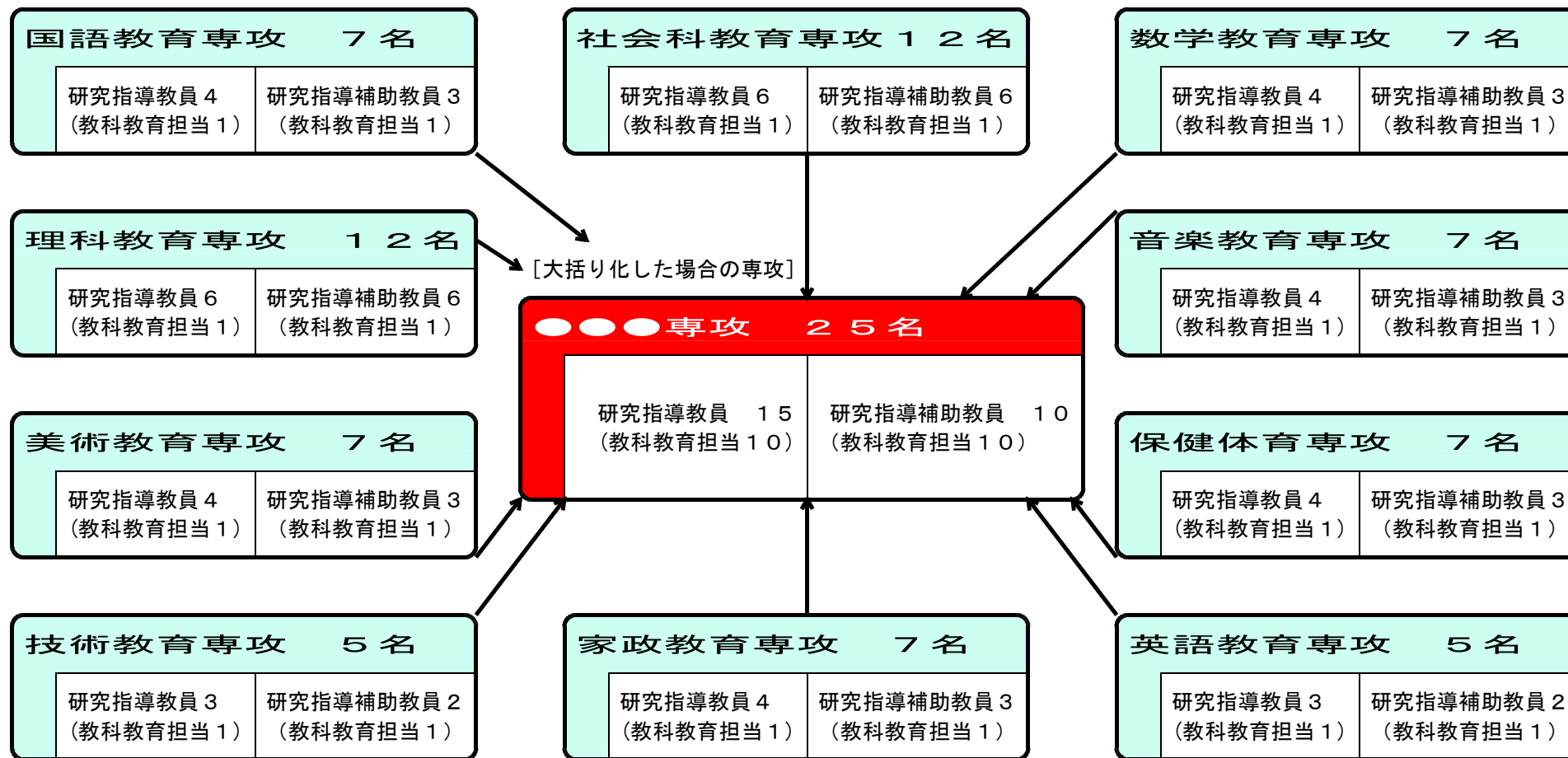
研究指導教員：国語教育専攻4、英語教育専攻3、社会科教育専攻6のため、社会科教育専攻の必要教員数に残り2専攻分+2を必要教員数とする。 $6 + 2 = 8$

研究指導補助教員：上記の計算により8名が研究指導教員のため、その3分の2以上の補助教員を必要教員とする。 $8 \times 2 / 3 \div 6$

教科教育担当：国語、英語、社会科の分野をそれぞれ含むため、研究指導教員、研究指導補助教員、それぞれ3とする。

パターン3 全ての教科（10教科）の専攻を一つに括った場合

[従来の専攻]



(計算式)

研究指導教員：もっとも研究指導教員数が多い専攻は、社会科教育及び理科教育の6であることから、6を基礎に、他の専攻数として+9を追加した員数を必要教員数とする。 $6 + 9 = 15$

研究指導補助教員：上記の計算により15名が研究指導教員のため、その3分の2以上の補助教員を必要教員とする。 $15 \times 2 / 3 = 10$

教科教育担当：全ての分野を含むため、研究指導教員、研究指導補助教員、それぞれ10とする。

教科領域を含む教職大学院の組織イメージ

教職大学院に教科領域に係るコース等を設けた場合は教科内容及び指導法の担当教員を加えるものとする。

- 教職大学院専任教員（教科内容及び指導法担当）
- 教職大学院専任教員（左記以外）
- ▼ 教員養成系学部専任教員（教職大学院兼任）
- ▽ 教員養成系学部専任教員（左記以外）
- ▲ 他の学部・研究科教員（教職大学院兼任）
- △ 他の学部・研究科教員（左記以外）

